



平成24年4月12日  
観 光 庁

## 「通訳案内士試験ガイドライン」を改訂します！

- 平成25年度より、通訳案内士試験の方法が変わります。
- このたび、有識者の御意見等を踏まえ、試験方法等の枠組みについて定めた「通訳案内士試験ガイドライン」を改訂致しましたので、お知らせ致します。  
(改訂のポイント)
  - ・外国語筆記試験について、言語によっては従前からの記述式に加えて選択式（マークシート方式）を組み合わせて出題。
  - ・口述試験について、受験者によるプレゼンテーションを導入するとともに、新たな評価基準（会話継続への意欲等）を提示。

観光庁では、観光立国の実現に向け、訪日外国人旅行者が快適に旅行できるための受入環境整備の一環として、通訳案内士法等に規定する通訳ガイドサービスの制度改善を進めています。

その中で、現行の通訳案内士試験が筆記試験・口述試験ともに通訳案内士としてふさわしい内容・構成となっているかどうか改めて検討する必要性等に鑑み、平成23年10月に「通訳案内士試験ガイドラインに関する検討会」を立ち上げ、平成25年度以降の通訳案内士試験の試験方法、合否判定等のあり方について、3回にわたって有識者による議論を行ってきました。

その結果を踏まえ、「通訳案内士試験ガイドライン」を別添のとおり改訂しましたので、お知らせいたします。

### ○別添資料

1. 通訳案内士試験ガイドライン改正のポイント
2. 改正通訳案内士試験ガイドライン

#### 【問い合わせ先】

観光庁観光地域振興部観光資源課

古屋、蓮井

代表 03-5253-8111（内線 27-804、27-808）

直通 03-5253-8924

FAX 03-5253-8930 Email: g\_PLB\_KSN@mlit.go.jp

## 《通訳案内士試験改革の背景》

- 現行の試験は、「通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験」（通訳案内士法第5条）として、筆記試験・口述試験ともにふさわしい内容・構成となっているかどうか、改めて検討する必要。
  - ・ 外国語筆記試験 作問及び採点業務に主観的な要素を排除する必要がある、効率化を図る必要がある等
  - ・ 口述試験 試験内容としてもっと実用的なものにしていく必要があるのではないか、重層的な質問や色々なパターンを用いることにより、深いやりとりを行う必要がある等



## 《通訳案内士試験の改正事項》

### 外国語筆記試験（一次試験）

- ・ 言語によっては、選択式（マークシート方式）による出題を組み合わせることとする。
- ・ 選択式（マークシート方式）による出題を組み合わせる場合にも、外国語文和訳問題1題、和文外国語訳問題1題、外国語による説明問題1題は記述式により出題するものとする。

### 口述試験（二次試験）

- ・ 評価項目は以下の項目ごとに、具体的な評価基準を設定しておくものとする。
  - プレゼンテーション
  - コミュニケーション（臨機応変な対応力、会話継続への意欲等）
  - 文法及び語彙
  - 発音及び発声
- ・ 合否判定は、原則として6割を合格基準点とし、当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

# 通訳案内士試験ガイドライン

## I. 試験全体について

### (1) 目的

- ・試験の目的は、「通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定すること」（通訳案内士法第5条）であり、出題方針も、通訳案内の実務に沿った内容、レベルの問題を出題することとする。

### (2) 試験方法

- ・受験資格は、不問とする。
- ・試験科目は、筆記（第1次）試験については外国語、日本地理、日本歴史及び一般常識（産業、経済、政治及び文化）とし、口述（第2次）試験については通訳案内の実務とする。
- ・外国語の筆記試験（以下「外国語筆記試験」という。）は、通訳案内士の業務を適切に行うために必要な読解力、日本文化等についての説明力、語彙力等の総合的な外国語の能力を問うものとする。
- ・日本地理、日本歴史及び一般常識の筆記試験（以下「日本地理等筆記試験」という。）は、日本の地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化についての主要な事柄（日本と世界との関わりを含む。）のうち、外国人観光旅客の関心の強いものについての知識を問うものとする。
- ・口述試験は、総合的な外国語の能力並びに日本地理、日本歴史及び一般常識に係る正確な知識を活用して行われる、通訳案内の現場で必要とされるコミュニケーションを図るための実践的な能力について判定するものとする。
- ・口述試験は、日本の地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化についての主要な事柄のうち外国人観光旅客の関心の強いものを題材として、受験者に通訳案内の業務を擬似的に行わせることにより実施するものとする。

### (3) 試験委員

- ・通訳案内士試験委員（以下「試験委員」という。）は、原則として、外国語筆記試験については外国語ごとに2人以上、日本地理等筆記試験については科目ごとに2人以

上、口述試験については外国語ごとに2人以上選任されるものとする。

- ・試験委員は、筆記試験においては、試験問題の作成、答案の採点及び合否の判定に関する事務を行い、口述試験においては、試験問題の作成及び合否の判定に関する事務を行う。
- ・試験問題の作成に当たっては、問題案を作成する試験委員と内容をチェックする試験委員を分けるなど、十分なチェック体制を確立し、一部の受験者だけに有利になる問題や、内容に偏りがある問題等の出題を回避する。

#### (4) 合否判定

- ・筆記試験の合否判定については、科目ごとに合格基準点を設定し、すべての科目について合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。受験者には筆記試験の合否のほか、科目ごとに合格基準点に達したか否かを通知する。
- ・筆記試験の各科目については、本ガイドラインに従い、科目ごとに目標とする平均点を設定して問題作成を行い、あらかじめ合格基準点を設定しておき、当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。
- ・実際の平均点が、目標とする平均点から著しく乖離した科目については、当該科目の試験委員と試験実施事務局から構成される検討会を開催する。その結果、必要があると判断された場合には、合格基準の事後的な調整を行う。この調整は、平均点の乖離度及び得点分布を考慮して行う。
- ・口述試験の合否判定については、本ガイドラインに従い、あらかじめ評価項目ごとに具体的な評価基準を設定した上で、合格基準点（原則として6割）に達しているか否かを判定することにより行う。

#### (5) 試験免除

- ・一の外国語による通訳案内士試験の筆記試験に合格した者が、当該外国語による次の通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験を免除する。
- ・一の外国語による通訳案内士試験に合格した者が、他の外国語による通訳案内士試験を受験する場合は、日本地理等筆記試験を免除する。
- ・通訳案内士試験の筆記試験の一部の科目について合格基準に達した者が、次の通訳案内士試験を受験する場合は、当該科目（外国語については同じ種類の外国語に限る。）についての筆記試験を免除する。

- ・一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者が、当該外国語による通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験を免除する。
- ・一の外国語による地域限定通訳案内士試験の外国語筆記試験について合格基準に達した者が、当該試験終了後最初に実施される当該外国語による通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験を免除する。
- ・旅行業務取扱管理者試験に合格した者が通訳案内士試験を受験する場合は、日本地理の科目についての筆記試験を免除する。
- ・財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の一級に合格した者が、英語による通訳案内士試験を受験する場合は、外国語筆記試験（英語）を免除する。
- ・歴史能力検定協会が実施する歴史能力検定の日本史一級又は日本史二級に合格した者が通訳案内士試験を受験する場合は、日本歴史の科目についての筆記試験を免除する。

## II. 外国語筆記試験について

### (1) 試験方法

- ・試験は、通訳案内士の業務を適切に行うために必要な読解力、日本文化等についての説明力、語彙力等の総合的な外国語の能力を問うものとする。
- ・出題する外国語は、英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、韓国語及びタイ語（平成18年度試験より追加）とする。
- ・試験の方法は、記述式とする
- ・試験時間は、120分とする。
- ・毎年の出題レベルをできる限り同じにするため、満点を100点とし、平均点が60点程度となるような出題に努める。
- ・出題は概ね、外国語文の読解問題2題（配点35点程度）、外国語文和訳問題1題（15点程度）、和文外国語訳問題1題（15点程度）、外国語による説明（あるテーマ、用語等について外国語で説明する）問題1題（20点程度）、単語外国語訳問題1題（15点程度）を基準とする。
- ・言語によっては、多肢選択式（マークシート方式）による出題を組み合わせることとする。この場合によっても、外国語文和訳問題1題、和文外国語訳問題1題、外国語

による説明問題 1 題は記述式により出題するものとする。

## (2) 合否判定

- ・合否判定は、平均点が 60 点程度となることを前提に、概ね 70 点を合格基準点として行う。

## Ⅲ. 日本地理筆記試験について

### (1) 試験方法

- ・試験は、日本の地理についての主要な事柄（日本と世界との関わりを含む。）のうち外国人観光旅客の関心の強いものについての知識を問うものとする。
- ・試験の方法は、多肢選択式（マークシート方式）とする。
- ・試験時間は、40 分とする。
- ・毎年の出題レベルをできる限り同じにするため、満点を 100 点とし、平均点が 60 点程度となるような出題に努める。
- ・問題の数は、40 問程度とする。
- ・内容は、中学校及び高校の地理の教科書並びに地図帳をベースとし、地図や写真を使った問題を 3 割程度出題する。

### (2) 合否判定

- ・合否判定は、平均点が 60 点程度となることを前提に、概ね 60 点を合格基準点として行う。

## Ⅳ. 日本歴史筆記試験について

### (1) 試験方法

- ・試験は、日本の歴史についての主要な事柄（日本と世界との関わりを含む。）のうち外国人観光旅客の関心の強いものについての知識を問うものとする。
- ・試験の方式は、多肢選択式（マークシート方式）とする。

- ・試験時間は、40分とする。
- ・毎年の出題レベルをできる限り同じにするため、満点を100点とし、平均点が60点程度となるような出題に努める。
- ・問題の数は、40問程度とする。
- ・内容は、高校の日本史Bの教科書をベースとし、地図や写真を使った問題も出題する。

## (2) 合否判定

- ・合否判定は、平均点が60点程度となることを前提に、概ね60点を合格基準点として行う。

## V. 一般常識筆記試験について

### (1) 試験方法

- ・試験は、現代の日本の産業、経済、政治及び文化についての主要な事柄（日本と世界との関わりを含む。）のうち、外国人観光旅客の関心の強いものについての知識を問うものとする。
- ・試験の方式は、多肢選択式（マークシート方式）とする。
- ・試験時間は40分とする。
- ・毎年の出題レベルをできる限り同じにするため、満点を100点とし、平均点が60点程度となるような出題に努める。
- ・問題の数は、40問程度とする。
- ・内容は、高校の現代社会の教科書をベースにしつつ、新聞（一般紙）に掲載されているような最近の時事問題や最新の『観光白書』に掲載されているような観光をめぐる主な動向を加味する。

### (2) 合否判定

- ・合否判定は、平均点が60点程度となることを前提に、概ね60点を合格基準点として行う。

## VI. 口述試験について

## (1) 試験方法

- ・試験は、総合的な外国語の能力並びに日本地理、日本歴史及び一般常識に係る正確な知識を活用して行われる、通訳案内の現場で必要とされるコミュニケーションを図るための実践的な能力について判定するものとする。
- ・試験を受けることができる外国語は、受験者が筆記試験において選択したものと同一のものとする。
- ・試験は、日本の地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化についての主要な事柄のうち外国人観光旅客の関心の強いものを題材として、受験者に通訳案内の業務を擬似的に行わせることにより実施するものとする。
- ・試験時間は、8分程度とする。
- ・終了者からの問題の漏洩を避けるため、当該時間帯の間、終了者を未受験者と別の部屋に待機させ、通信機器を預かる等の措置を取るとともに、時間帯によって大きな差が出ないように質問内容のレベルを合わせるなど、受験者間で不公平が生じないような方法とする。

## (2) 合否判定

- ・合否判定に当たっては、試験官ごとに基準が大きく異なることがないように、あらかじめ以下の評価項目ごとに、具体的な評価基準を設定しておくものとする。合否判定は、原則として6割を合格基準点とし、当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

### 評価項目

- ・プレゼンテーション
- ・コミュニケーション（臨機応変な対応力、会話継続への意欲等）
- ・文法及び語彙
- ・発音及び発声